

（作成日：令和〇年〇月〇日）

**【留意事項】**

- 以下項目のセル着色部分に必要な事項を記載してください。行や欄が不足する場合は、適宜追加等をしてください。
- 特に指定がない限り、本事業計画書作成日時点の状況・予定で記載してください。

**<事業者情報> ※事業開始時に計画している情報を記載**

設置者	名 称	
	所在地	
	代表者	
事業所	名 称	
	所在地	
	管理者	
	利用定員	
	事業開始予定年月日	
	職員数	
	主な提供サービス内容	

**<職員配置状況> ※事業開始時に計画している体制を記載**

- 上記職員数と整合をとってください。
- 職種で複数の職員がいる場合や、記載以外の職種がある場合（目標工賃達成指導員、提供するサービス業種に特化した専門職員等）は行を追加して記載してください。
- 提供するサービス業種に特化した専門職員（調理師、農業経験者、営業経験者等）を配置予定の場合は、備考欄に配置目的や具体的な提供サービスを記載してください。（事業開始後に配置予定の場合は、備考欄に配置予定時期（〇年〇月予定）を記載してください。）
- 福祉関係の有資格状況：保有する社会福祉関係の資格（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、理学療法士、作業療法士等）を記載してください。
- ジョブコーチ養成研修等修了者：ジョブコーチ・ピアサポーター養成研修の修了者はその旨を記載してください。

職種	これまでの障がい福祉分野での勤務経験年数	福祉関係の有資格状況	ジョブコーチ養成研修等修了者	備考
管理者				
サービス管理責任者				
職業指導員				
生活支援員				

## 1. 事業理念・経営方針等

就労継続支援B型事業所としての理念や支援方針、経営方針、またそれらの職員への共有状況等を具体的に記載してください。

「法人代表者」及び「施設管理者」のこれまでの社会福祉事業への従事状況等について、具体的に記載してください。

(例：○年○月から○年間、具体の従事内容)

また、福祉制度に関する研修会や勉強会等へのこれまでの参加状況の他、自ら研修会等を開催している場合はその状況について記載してください。

(社会福祉事業への従事状況等)

(福祉制度に関する研修会等への参加状況等)

今後の事業実施に係る具体的な収支計画を記載してください（収支計画書の添付も可）。当該計画の作成に当たって、第三者のアドバイス等を受けている場合は、その内容についても記載してください。

法人・事業所における、事故対応マニュアル等のリスクマネジメントに関する規程の整備予定や、規定の職員への共有方法等（予定）について、具体的に記載してください。

## 2. サービス提供体制等

提供するサービス内容について、以下の点等を踏まえ具体的に記載してください。

- ・ サービス内容とそれが必要と考える理由や背景、
- ・ サービス内容の特徴、独自性、近隣事業所との差別化
- ・ サービスの提供体制、
- ・ 利用者のニーズや希望の具体的な把握・分析と、それを踏まえた支援予定内容 等

## 3. 支援力の向上等

事業所における定期的な勉強会・研修会等の実施計画の策定（予定）状況と、当該計画に基づき予定している研修会等の内容（研修内容、対象職員、開催時期・頻度等）を具体的に記載してください。

職員の専門的な資格取得やカリキュラム受講のための研修等参加・実施に係る実施計画の策定（予定）状況と、当該計画に基づき予定している研修会等を具体的に記載してください。

#### 4. 工賃向上・一般就労に向けた支援等の取組等

工賃向上に向け計画している取組（生産活動の検討、販路確保等）について具体的に記載してください。  
また、目標工賃達成指導員を配置予定の場合、その業務内容について、具体的に記載してください。

#### 5. 地域との連携等

事業実施にあたり、地元企業と連携した取組や、地域の関係団体等（自治会、学校等）と連携した活動を予定している場合は、その内容について具体的に記載してください。

（作成日：令和〇年〇月〇日）

【留意事項】

- 以下項目のセル着色部分に必要な事項を記載してください。行や欄が不足する場合は、適宜追加等をしてください。
- 特に指定がない限り、本事業計画書作成日時点の状況を記載してください。
- 本計画書に加え、「工賃向上計画書」、「工賃の実績報告書」、その他記載内容の根拠となる書類等を添付してください。

<事業者情報>

設置者	名称	
	所在地	
	代表者	
事業所	名称	
	所在地	
	管理者	
	利用定員	〇名 → 〇名へ拡充予定
	拡充後の事業開始予定年月日	
	職員数	
	主な提供サービス内容	

<職員配置状況>

- 上記職員数と整合をとってください。
- 職種で複数の職員がいる場合や、記載以外の職種がある場合(目標工賃達成指導員、提供するサービス業種に特化した専門職員等)は行を追加して記載してください。
- 提供するサービス業種に特化した専門職員（調理師、農業経験者、営業経験者等）を配置している場合は、備考欄に配置目的や具体的な提供サービスを記載してください。
- 福祉関係の有資格状況：保有する社会福祉関係の資格（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、理学療法士、作業療法士等）を記載してください。
- ジョブコーチ養成研修等修了者：ジョブコーチ・ピアサポーター養成研修の修了者はその旨を記載してください。

職種	当該事業所での勤務年数	福祉関係の有資格状況	ジョブコーチ養成研修等修了者	備考
管理者				
サービス管理責任者				
職業指導員				
生活支援員				

<利用状況、工賃状況>

- 以下の各利用状況等について記載してください。

定員及び登録者数 ※本事業計画書作成年月時点	定員(A)	登録者数(B)

延利用者数 ※本事業計画書作成年月から遡って直近1年間の実績	延利用者数(A)	開所日数(B)

月平均延利用人数 ※今年度の延利用者数は、 本事業計画作成年月までで算出	今年度の延利用者数/月(A)	前年度の延利用者数/月(B)

一般就労に移行した利用者数（就労 A 型への移行を除く） ※本事業計画作成年月から遡って直近 3 年間の実績	一般就労へ移行した利 用者数	左記のうち 6 ヶ月以上就 労継続している者の数

利用者一人当たりの平均工賃月 額	直近年度の平均工賃月額	直近年度の前年度の平均工賃月額

## 1. 事業理念・経営方針等

就労継続支援 B 型事業所としての理念や支援方針、経営方針、またそれらの職員への共有状況等を具体的に記載してください。

「法人代表者」及び「施設管理者」のこれまでの社会福祉事業への従事状況等について、具体的に記載してください。

（例：○年○月から○年間、具体の従事内容）

また、福祉制度に関する研修会や勉強会等へのこれまでの参加状況の他、自ら研修会等を開催している場合はその状況について記載してください。

（社会福祉事業への従事状況等）

（福祉制度に関する研修会等への参加状況等）

今後の事業実施に係る具体的な収支計画を記載してください（収支計画書の添付も可）。当該計画の作成に当たって、第三者のアドバイス等を受けている場合は、その内容についても記載してください。

法人・事業所における、事故対応マニュアル等のリスクマネジメントに関する規程の整備状況や、規程の職員への共有の状況等について、具体的に記載してください。

## 2. サービス提供体制等

提供するサービス内容について、以下の点から具体的に記載してください。

- ・ サービス内容とそれが必要と考える理由や背景、
- ・ サービス内容の特徴、独自性、近隣事業所との差別化
- ・ サービスの提供体制、
- ・ 利用者のニーズや希望の具体的な把握方法・分析と、それを踏まえた支援内容

障がいの程度の重い利用者（障害支援区分4以上、強度行動障がい者、医療的ケアを要する者、障害基礎年金1級の者等）の受入状況について、具体的に記載してください。

（例）強度行動障がい者●名 等

### 3. 支援力の向上等

事業所における定期的な勉強会・研修会等の実施計画の策定状況と、当該計画に基づいた実績を具体的に記載してください。※昨年度及び本年度の実績（本年度は事業計画作成年月までの実績）

職員の専門的な資格取得やカリキュラム受講のための研修等参加・実施に係る実施計画の策定状況と、当該計画に基づいた実績を具体的に記載してください。

※昨年度及び本年度の実績（本年度は事業計画作成年月までの実績）

### 4. 工賃向上・一般就労に向けた支援等の取組等

工賃向上に向け実施している取組（生産活動の検討、販路確保等）について具体的に記載してください。また、目標工賃達成指導員を配置している場合、その業務・取組内容について、具体的に記載してください。

一般就労に向けた支援の取組内容について具体的に記載してください。

### 5. 地域との連携等

事業実施にあたり、地元企業と連携した取組や、地域の関係団体等（自治会、学校等）と連携した活動を実施している場合は、その内容について具体的に記載してください。

また、地域の自立支援協議会（専門部会等含む）への参画状況についても記載してください。



--

## 6. その他

以下の情報について記載してください。

虐待防止委員会の設置	設置している	設置していない
身体拘束等適正化委員会の設置	設置している	設置していない
過去3年間、自立支援給付費による工賃補填（新型コロナウイルス感染症、災害等による影響が認められる年度を除く）	ある	ない

# 就労選択支援の創設について（今後の議論の進め方）

令和 5 年 1 0 月 6 日  
障がい福祉課

## 1 就労選択支援の創設について

○ 令和 4 年 12 月、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）の改正法が公布・成立。新たな就労支援サービスとして「就労選択支援」が創設されることとなった。

※ 施行まで 3 年間の準備期間が設けられており、本格実施は令和 7 年度の見込み。

○ 就労アセスメントの手法を活用し、能力や適性を客観的に評価し、長所や課題を把握した上で、必要になる支援や配慮等の情報を整理、確認。アセスメント結果をもとに、どの就労系障害福祉サービスを利用するのか、一般就労を目指すのか等を調整し、障がい者本人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるようにする目的。

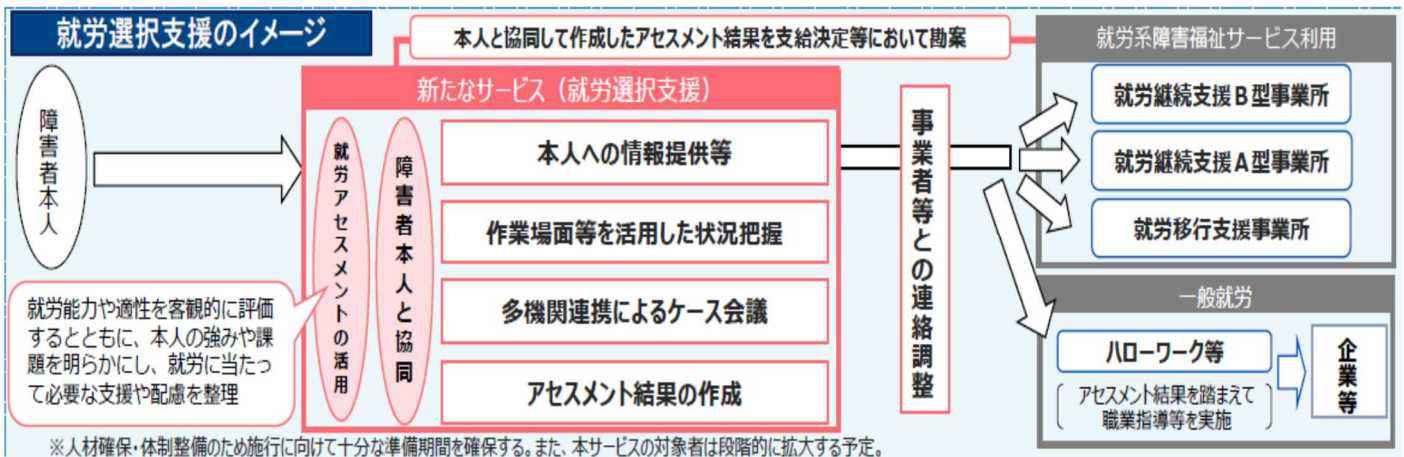
### （参考）現行の就労アセスメントと就労選択支援の比較

#### （1）現行の就労アセスメント（概要）

就労継続支援 B 型事業所を利用する場合	<p>【アセスメントの対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校卒業後、すぐに B 型事業所を利用する者</li> <li>・ 就労経験がなく新規で B 型事業所を利用する者 等</li> </ul> <p>【アセスメントの実施者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、就労移行支援事業所が就労アセスメントを実施（就労移行支援事業所のない市町村や既に何らかの福祉サービスを利用している等の事例については、障害者就業・生活支援センターが実施）。</li> </ul>
就労継続支援 A 型事業所・就労移行支援事業所を利用する場合	<p>【アセスメントの対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスを利用開始する場合、原則すべての者が対象</li> </ul> <p>【アセスメントの実施者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者が利用希望する事業所を選択、暫定支給決定（2 か月間）を受けた上でサービス利用を開始。暫定期間内の利用状況等を踏まえ、サービス提供事業所（A 型・移行）が就労アセスメントを実施。</li> </ul>

#### （2）就労選択支援

- 就労系障害福祉サービスを利用希望する場合、まず始めに就労選択支援を利用。
- 市町村やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の多機関連携によるケース会議を行い、障がい者本人と協同してアセスメントを実施し、利用するサービス種別や事業所を選択することが想定されている。



## 2 今後の議論の進め方

- 令和7年度からの施行に向けて、現在国の方で調査研究事業の準備が進められている段階（※）であり、就労選択支援サービスの具体的な運用方法等がみえてくるのは、当面先になる見込み。
  - ※ 就労選択支援の円滑な運用に資するよう、各地域の実情に応じた効果的な実施方法等の構築に向けて、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集する事業を令和5年度より実施（予算額：5,000万円）
- 一方、施行に当たって、県内の関係機関が足並みを揃え、円滑なスタートを切るためには、早めに就労支援部会等で、関係機関による議論を開始し、認識共有・準備を進めておく必要がある。
- **今後の議論の視点としては、以下のようなものが考えられるか。**
  - ・ 県内の就労アセスメント等に関する現状把握（アセスメントの実績や手法の違い、課題の整理など）
  - ・ 就労選択支援の実施に当たって、就労アセスメント等に係る関係機関の役割の整理
  - ・ 県内の就労アセスメント手法やフロー等の統一 など

## 特定障害福祉サービス（就労継続支援B型）の指定に係る取扱いについて

令和4年3月29日  
障がい福祉課

### 1. 令和4年4月1日以降の取扱い

- (1) 西部圏域の市町村において、就労継続支援B型事業所の開設（定員増含む）を計画している事業者（以下「事業者」）は、指定申請に当たり、新たに事業計画書及び市町村の意見書を添付することとする。  
※事業者は、県への指定申請の前に、事業所の開設（定員増を含む）を予定している市町村に対し、事業計画書等による説明・協議を行った上で、市町村から意見書を交付してもらうことが必要。  
※市町村は「地域の実情やニーズに沿ったサービス提供か」、「適切な事業所運営の実現性が十分か」といった視点で事業計画等を評価し、指定についての意見書を作成する。
- (2) 県は、市町村の意見を尊重し、地域の実情やニーズに沿ったサービス提供や適切な事業所運営の実現性が低いと判断される場合は、指定（定員増を含む）を行わないこととする。

### 2. 背景

特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型）の指定については、障害者総合支援法第36条第5項の規定により、都道府県又は都道府県が定める区域（圏域）におけるサービスの量が都道府県障害福祉計画に定めるサービスの必要な量に既に達しているか、当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずる恐れがあると認めるときは、指定をしないことが出来るとされている。

本県の西部圏域において、就労継続支援B型のサービス量が県の障害福祉計画に定めるサービスに必要な量に達しているという状況を踏まえ、令和2年10月1日から令和4年3月31日まで、米子市・境港市において、当該市における就労継続支援B型のサービス量が市の障害福祉計画に定めるサービスに必要な量に達している場合には、当該市における事業所の新たな指定（定員の増加を含む）を行わないという取扱いを試行的に行ってきたところである。

令和4年4月1日以降は、障害者総合支援法第36条第5項の規定による運用を継続し、事業所の必要以上の増加に伴う福祉人材の確保、適切な事業所運営にもたらす影響を考慮するとともに、利用者へのサービスの質を担保する観点などから、西部圏域全体を対象として、上記の取扱いを実施することとする。

### 3. その他

本取扱いは、現行の県障がい福祉計画（第6期計画）の改定時期（令和5年度末）を目途に必要な見直しを行うものとし、令和4年度中に本取扱いの効果等の検証を行うものとする。

なお、令和4年4月1日以降の新たな取扱いによる運用と併せて、指定後における事業所のサービスの質の確保のため、開設して間もない事業所への実地指導等を重点的に実施するものとする。

様式例  
事業計画書

参考資料2

事業理念・支援方針
提供するサービスの内容
・事業が必要と考える具体的な理由・背景、サービスの対象とする障がい種別及び定員数、サービスの提供体制、安定したサービスの提供・質の向上に向けた取組、その他について記載してください。
利用者確保の方法及び定員充足の見込
・開設地域におけるサービス利用ニーズの分析、利用者確保に向けた取組、定員充足の見込、その他について記載してください。
工賃向上計画
・生産活動等の内容、目標とする平均工賃月額、目標達成のための具体的な取組、利用者の就労能力向上のための取組、その他について記載してください。
一般就労に向けた計画
・利用者の一般就労に向けた就労能力向上のための取組、一般就労のための支援、その他について記載してください。
収支計画（事業所開設後6年間）

※各項目について記載されていれば、様式は問いません。